議員提出議案第11号

三朝町議会の議員の定数を減少する条例の設定について

次のとおり、三朝町議会の議員の定数を減少する条例の設定について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を 求める。

平成 12 年 12 月 22 日提出

提出者 三朝町議会議員 牧 田 武 文 替成者 三朝町議会議員 小 椋 昭 一 赞成者 三朝町議会議員 吉 田 公 公 博 赞成者 三朝町議会議員 香 川 和 久 赞成者 三朝町議会議員 杉 原 憲 靖

平成12年12月22日原案可決 三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の定数を減少する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第2項の規定に基づき、三朝町 議会の議員の定数を減少して16人とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
 - (三朝町議会の議員の定数を減少する条例の廃止)
- 2 三朝町議会の議員の定数を減少する条例(昭和63年三朝町条例第18号)は、廃止する。